

障がい者施策の今後の展開について

1 現状

障がい者手帳所持者数（身体・療育・精神の3手帳）や障がいサービス支給決定者数は増加しており、これに伴い障がい者施策にかかる費用は年々増加している。今後もこの状況が続くことが予想されることから、障がい者を取り巻く環境変化に適切に対応できる事業展開を図るため、**第6次豊田市障がい者ライフサポートプランの策定に合わせて、障がい者施策の今後の展開を検討する必要がある。**

＜手帳所持等の状況＞

	3手帳所持者	サービス支給決定者	障がい者施策にかかる費用	
				うち扶助費
R1	19,541人	3,189人	約106億円	約78億円
R6	21,227人	4,629人	約156億円	約132億円
R11（推計）	23,011人	6,394人	約218億円	約205億円

人数・金額
共に年々増加

2 課題と対策の方向性（案）

以下の課題を踏まえ、**第6次ライフサポートプランの策定のなかで対応策を位置づけていく。**

⇒ **手当等の給付からミライに向けた基盤への投資へ**

＜課題＞

- ① {
 - ・障がい者数や相談支援事業所への相談件数の増加（今後も増加見込みであり、将来的に相談支援の質が確保できなくなるおそれ）
 - ・実態調査結果より、障がい者の主な介助者・介護者の平均年齢は**57.3歳**と高齢である
- ② {
 - ・同調査結果より、「**家族以外の支援者の確保（41.9%）**」や「**安心して住めるところの確保（39.0%）**」を求める声が多かった
 - ・障がいの重度化が進むことで、**重度障がい者の受入れ先の確保**の必要性が高まる見込みである
 - ・**放課後等デイサービスの利用ニーズが増加傾向**にある
 - ・特別支援学校等を卒業したこどもが生活介護等の福祉サービスを利用する場合の**夕方以降の活動機会や居場所の確保が難しい**
- ③ {
 - ・実態調査結果より、**人材確保の課題を抱える事業所からの声が多かった**

＜必要と考える施策＞

①相談支援体制の強化

取組例：基幹相談支援センターの設置、計画相談支援事業者の増加の検討

②安心して暮らせる居場所の確保

取組例：グループホームの整備促進、重度障がい者を受入れる施設への運営支援、放課後等デイサービス提供事業所の整備促進、生活介護事業等におけるサービス提供時間の拡大を図る施策の検討・実施（18歳の壁対応）

③障がい者を支える担い手の確保

取組例：人材マッチングや外国人材の定着に係る支援

※上記のほか、物価高騰等への対応や従前から実施されていた事業の在り方を精査・拡充

3 既設事業の見直し

既設事業は、①**事業目的の達成度**、②**事務量の削減効果**、③**他自治体との均衡**の3つの視点を踏まえて見直し、そこで得られた財源を「今後検討・実施していくべき施策」に再配分する。

	制度概要、他市の状況等	見直し案及びその考え方
心身障がい者扶助料	対象：障がい者手帳所持者（所得制限あり） 助成：2,500円～4,500円／月 人数：17,436人（R8.3末） ＜参考＞ 65歳以上の新規手帳取得者は対象外：13市町村 ※13市町村には豊田市以外の県内中核市含む	見直し案：【 縮小（R10.4～） 】 ➡ 65歳以上の新規手帳取得者を対象外とする ※① 現在受給中の人 、② 64歳までに手帳を取得している人は65歳以上であっても対象とする ＜考え方＞ 65歳以降に手帳交付された方は、いわゆる「現役」の時に就労しており、老齢年金を受給できるため、一定の生活基盤の確保がされている。また、制度開始当初にはなかった介護保険制度の仕組みが現在整っている。
市在宅重度障がい者手当	対象：身体1級～3級又は療育手帳A・Bで常時介護の必要な方（年齢制限あり） 助成：5,500円／月 人数：560人（R8.3末） ＜参考＞ 扶助料に加えて、重度障がい者に対して手当を支給しているのは県内では豊田市と東浦町のみ	見直し案：【 段階的な廃止（R10.4～） 】 ➡ 段階的に減額し R11年度で廃止（R9年度5,500円（R9は据置き）、R10年度4,000円、R11年度2,000円、R12年度以降0円） ＜考え方＞ 障がい福祉サービスのなかった時代の現金給付であり、受給者の約9割はサービスを利用している。また、受給者の大半が扶助料を受給しており、年齢に応じて国県の手当や障がい年金を受給できている。 ただし、激変緩和のため、段階的に廃止を行う。
県扶養共済掛金助成	対象：県扶養共済制度に加入し、掛金を納付している障がい者の保護者（市内在住） 助成：5,580円～13,980円（1口目掛金の6割、加入時の年齢により異なる） 人数：114人（R8.3末） ＜参考＞ 県内では豊田市とみよし市のみ	見直し案：【 新規停止（R10.4～） 】 ➡ 掛金助成制度の新規受付を停止 ※ 既加入者への助成は掛金満了まで継続 ＜考え方＞ 制度利用者の平均所得が高額で比較的経済力の高い家庭向けの制度となっている（低所得世帯向けの減免制度有）
就労支援奨励金	対象：就労選択、就労移行、就労継続A型・B型の利用者 助成：①訓練のための経費（175円/日【上限3,750円/月】） ②通所にかかる経費（280円/日と実費支出額の少ない方） 人数：1,707人（R8.3） ＜参考＞ 県内では豊田市とみよし市のみ	見直し案：【 縮小（R10.4～） 】 ➡ 就労継続A型への奨励金支給の終了 ・ 就労選択、就労移行及び就労継続B型は、①と②を「奨励金」として一本化 ＜考え方＞ 就労継続A型は、雇用契約により最低賃金が保証されている。「訓練のための経費」は、前制度の内容を踏襲しており、現在では実質経費として想定されない。また、申請・請求手続きの事務負担が受給者・事業所双方で多大になっている。

4 当面のスケジュール

～令和8年8月まで
令和8年12月
令和9年1月～

障がい者専門分科会、計画推進懇話会、自立支援協議会での協議関係団体への説明
条例改正（心身障がい者扶助料、在宅重度障がい者手当、県扶養共済掛金助成）
市民・事業所への周知